

改正特定化学物質障害予防規則（金属アーク溶接等作業）に係る自主点検表

本自主点検表は、現状確認及び自主的な改善を図るため作成したものです。「実施されていない」等の場合は、計画的な改善をお願いします。

Q1：建設現場、工場、自社作業場等において金属アーク溶接等作業を行っていますか。

※「金属アーク溶接等作業」とは、アークを熱源とする溶接、溶断又はガウジングがすべて含まれ、TIG溶接や炭酸ガスアーク溶接（MIG、MAG等）、プラズマアーク溶接も対象となります。一方で、燃焼ガス、レーザービーム等を熱源とする溶接、溶断又はガウジングは対象ではありません。

有・無

「有」の場合はQ2以下も回答してください。（「無」の場合はQ2以下の回答不要です。）

Q2：金属アーク溶接等作業を行う作業場所について以下から選択して回答してください。

(1) 屋外作業のみ行っている	
(2) 屋内作業のみ行っている	
(3) 屋外・屋内作業ともに行っている	

(1) の場合は、以下 Q3～Q6 を、それ以外の場合（屋内作業を含む場合）は Q3～Q10 について回答してください

Q3：令和3年4月1日より、金属アーク溶接等作業を行わせる労働者に対し、雇入時や作業変更時に、①原材料等の有害性、②安全装置や保護具の取扱方法、③その他、金属アーク溶接等作業に関する安全又は衛生のために必要な事項、について安全衛生教育を行う必要があります。現在の状況について回答してください。

(1) 行っている	
(2) 行っていない	

Q4：令和3年4月1日より、常時金属アーク溶接等作業に従事する労働者に対し、6か月以内ごとに1回、溶接ヒュームを取扱業務等についての特健康診断を実施する必要があります。（健診項目は別添参照）現在の実施（受診）状況について回答してください。

(1) 既に実施済みである	
(2) 6か月以内に実施予定である	
(3) 実施する予定はない	

Q5 令和3年4月1日より、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者のうちから特定化学物質作業主任者を選任し法定の業務を行わせる必要があります。現在の選任状況について回答してください。

(1) すでに技能講習修了者のうちから選任し、法定業務を行わせている	
(2) 技能講習修了者はいるが未選任（選任したが法定業務を行わせていない場合を含む）	
(3) 技能講習修了者がいない	

Q6 令和3年4月1日より、金属アーク溶接等作業を行う作業場所（環境）について、以下の措置が義務付けられています。現在の措置状況について回答してください。

質問 No	措置内容（質問事項）	措置の有無（回答）
Q6-1	溶接ヒュームに汚染されたウエス、紙くず等は、ふた付きの不浸透性容器に収めてますか。	有・無
Q6-2	作業場所の床を不浸透性のものにしていますか ※注 作業場所が、建築現場における鉄格子（すのこ状のもの）の足場上のみで、屋外作業場であり、繰り返し行われない金属アーク溶接等作業であって、かつ、溶接ヒュームが堆積するおそれのない場合は、非該当を選択してください。 （この場合は堆積粉じんの処理作業を行う必要のないものであり、不浸透性の床でなくても差し支えありません。）	有・無・非該当
Q6-3	関係者以外の立入禁止と、その旨の表示を行っていますか。	有・無
Q6-4	溶接ヒュームの運搬、貯蔵する時には、堅固な容器等を使用していますか。また、貯蔵場所を決め、関係者以外を立入禁止にしていますか。	有・無
Q6-5	常時金属アーク溶接等作業に従事する労働者がいる場合、作業場所以外に休憩室を設けていますか。	有・無
Q6-6	労働者の身体や衣服を洗浄する※設備を設けていますか。 ※注 洗眼、洗身、又はうがいの設備、更衣設備及び洗濯のための設備をいいます。	有・無
Q6-7	国家検定品の呼吸用保護具（防じんマスク）を使用させていますか。	有・無
Q6-8	作業場内喫煙・飲食の禁止と、その旨の表示を行っていますか。	有・無

↑屋外のみで作業を行っている場合、質問は以上となります。

↓屋内での作業を行っている場合は Q7 以降も回答してください。

Q7以降の質問は、屋内で金属アーク溶接等作業を行っている事業場についての質問となります

Q7 令和3年4月1日より、屋内で金属アーク溶接等作業を行う場合、全体換気装置の設置またはこれと同等以上の措置を講じる必要があります。

現在の措置状況について回答してください。

※同等以上の措置とは、プッシュプル型換気装置、局所排気装置などを指します。

(1) 設置している。	
(2) 設置はしていないが検討している	
(3) 今後も設置する予定はない	

Q8 金属アーク溶接等作業を継続して行う事業場については、個人ばく露測定という方法により、空気中の溶接ヒューム濃度を測定し、令和4年4月1日以降はその結果に応じて、必要な作業環境の改善を行い、最終的な測定結果に基づいて有効な呼吸用保護具を選択し労働者に使用させることが義務づけられました。現在の措置状況について回答してください。

(1) 既に溶接ヒュームの個人ばく露測定を実施した	
(2) 今後も実施する予定はない	

(1) の場合は Q9以降も回答してください。((1) 以外を回答した場合、質問は以上です。)

Q9 Q8で個人ばく露測定を実施している場合、測定結果がマンガンとして $0.05\text{mg}/\text{m}^3$ 以上である場合に、換気装置の風量の増加等による作業改善措置を行っていますか。

測定結果に基づく措置状況について回答してください。

(1) 測定結果（マンガンとしての濃度）が $0.05\text{mg}/\text{m}^3$ を下回っていた	
(2) 測定結果（マンガンとしての濃度）が $0.05\text{mg}/\text{m}^3$ 以上であったため、作業環境改善を行い、 $0.05\text{mg}/\text{m}^3$ を下回っている	
(3) 測定結果が $0.05\text{mg}/\text{m}^3$ 以上であったが、特に作業環境改善措置を行っていない	

Q10 Q8で個人ばく露測定を実施している場合、測定結果から計算した要求防護係数を満たす呼吸用保護具を選択し、労働者に使用させていますか。

測定結果に基づく措置状況について回答してください。

※令和5年4月1日より、年1回のフィットテストが義務化されます。

(1) 測定結果に基づき、有効な呼吸用保護具を選択し使用させている	
(2) 呼吸用保護具を使用させているが、測定結果に基づいたものではない (例えば従前から使用している防じんマスクを使用させている等)	

点検事項は以上です。